

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者  
各介護保険施設運営法人代表者  
各老人福祉法関係施設運営法人代表者  
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（介護サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請について

この度、新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づき、岐阜県を含む全国を対象区域とした緊急事態宣言が発出されました。

岐阜県としてもこのような状況を踏まえ、県下全域を対象とし、5月6日までの間、県民の皆様に対し特措法第45条第1項に基づく徹底した外出自粛の要請をするとともに、県内の介護サービス事業所等に対し、特措法第24条第9項に基づき「適切な感染防止対策の協力」を要請しますので、下記によりご対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 要請期間

令和2年4月18日（土）から5月6日（水）まで

### 2 要請内容

別紙「適切な感染防止対策」の内容のとおり

### 3 対象事業

通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

<対象種別>

- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護（短期利用）
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護（短期利用）

- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- ・複合型サービス
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- ・地域支援事業
- ・老人デイサービス事業
- ・老人短期入所事業
- ・小規模多機能型居宅介護事業
- ・複合型サービス福祉事業
- ・老人デイサービスセンター
- ・老人短期入所施設

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係 長	田 中	担 当	多治見・各務
電 話	058-272-1111 内 2600		
F A X	058-278-2639		
E-mail	<a href="mailto:c11215@pref.gifu.lg.jp">c11215@pref.gifu.lg.jp</a>		

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

中略

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

中略

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。